

# 四半期報告書

(第142期第1四半期)

自 平成23年4月1日

至 平成23年6月30日

みずほ信託銀行株式会社

(E03628)

第142期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）

# 四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

みずほ信託銀行株式会社

# 目 次

頁

## 第142期第1四半期 四半期報告書

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【事業等のリスク】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	6
第3 【提出会社の状況】 .....	15
1 【株式等の状況】 .....	15
2 【役員の状況】 .....	22
第4 【経理の状況】 .....	23
1 【四半期連結財務諸表】 .....	24
2 【その他】 .....	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	38

## 四半期レビュー報告書

## 確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月15日

【四半期会計期間】 第142期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 みずほ信託銀行株式会社

【英訳名】 Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 野 中 隆 史

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【電話番号】 03(3278)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 植 松 昌 澄

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【電話番号】 03(3278)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 植 松 昌 澄

【縦覧に供する場所】 みずほ信託銀行株式会社浦和支店  
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番18号)  
みずほ信託銀行株式会社横浜支店  
(横浜市西区北幸一丁目6番1号)  
みずほ信託銀行株式会社千葉支店  
(千葉市中央区新町1000番地)  
みずほ信託銀行株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区栄三丁目2番6号)  
みずほ信託銀行株式会社大阪支店  
(大阪市北区曾根崎二丁目11番16号)  
みずほ信託銀行株式会社神戸支店  
(神戸市中央区三宮町一丁目3番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

		平成22年度 第1四半期 連結累計期間	平成23年度 第1四半期 連結累計期間	平成22年度
		(自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
経常収益	百万円	51,332	45,424	201,307
うち信託報酬	百万円	10,427	9,864	48,773
経常利益	百万円	8,421	1,494	28,698
四半期純利益	百万円	7,307	1,519	—
当期純利益	百万円	—	—	24,607
四半期包括利益	百万円	4,334	△3,574	—
包括利益	百万円	—	—	16,040
純資産額	百万円	317,605	318,685	329,490
総資産額	百万円	6,168,759	6,357,974	6,356,199
1株当たり四半期純利益金額	円	1.45	0.30	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	4.45
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	0.92	0.19	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	3.10
自己資本比率	%	5.12	4.98	5.15
連結自己資本比率(国際統一基準)	%	16.24	16.03	16.34
信託財産額	百万円	52,105,820	51,294,402	51,447,312

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 平成22年度第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国際統一基準を採用しております。

6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

平成23年6月23日付で提出した有価証券報告書における「事業等のリスク」に記載の通りであり、変更すべき事項はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年3月15日、当社が株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「みずほフィナンシャルグループ」)の完全子会社となること等に関する基本合意書を締結し、平成23年4月28日開催の取締役会において、株式交換により、当社をみずほフィナンシャルグループの完全子会社となることを決定し、株式交換契約を締結いたしました。

同契約は、平成23年6月22日開催の当社の定時株主総会及び各種類株主総会において承認されております。今後、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、平成23年9月1日を効力発生日として行う予定です。

なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成23年8月29日に、当社の普通株式は東京証券取引所市場及び大阪証券取引所市場において上場廃止(最終売買日は平成23年8月26日)となる予定です。

(1) 株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の効力発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の主な目的

① 株式交換完全子会社の名称

みずほ信託銀行株式会社

② 事業の内容

信託銀行業

③ 株式交換の効力発生日

平成23年9月1日予定

④ 株式交換の法的形式

会社法第767条に基づき、みずほフィナンシャルグループを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換。

⑤ 株式交換の主な目的

みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。

本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、①意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、②当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、③業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を企図しております。

(2) 株式の交換比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

① 株式交換比率

会社名	みずほフィナンシャルグループ (株式交換完全親会社)	当社(株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る割当ての内容	1	0.54

② 算定方法

みずほフィナンシャルグループ及び当社は、メリルリンチ日本証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社から提出を受けた株式交換比率の分析結果を参考に、かつ、みずほフィナンシャルグループ及び当社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記の株式交換比率は、みずほフィナンシャルグループ及び当社の株主の皆さまの利益に資するものであるとの判断に至り、みずほフィナンシャルグループ及び当社は平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、本件株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

③ 交付株式数

みずほフィナンシャルグループの普通株式：823,462,056株（予定）

(3) 株式交換完全親会社の資本金・事業の内容

資本金：2,181,375百万円

事業の内容：銀行持株会社



### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

平成23年度第1四半期における当社グループの財政状態及び経営成績の状況は以下のとおりと分析しております。

なお、本項における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

#### 1 総論

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、3月に発生した東日本大震災の影響により、生産活動が大きく押し下げられ、個人消費や輸出も落ち込みました。

もともと、足元の生産活動は着実に回復しており、今後は復興需要も顕現するとみられることから、景気は先行き持ち直していくと期待されます。

このような経済環境のもと、当社は株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社となること等もふまえ、〈みずほ〉各社との一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を更に推進し、〈みずほ〉のお客さまに最高水準の信託機能とソリューションを提供することを通じて、「信託業務に重点化した最優最良の信託銀行」を目指し、「変革」への取り組みを一段と加速して、収益力向上を図っております。

その下での平成23年度の基本方針として、

① 〈みずほ〉の「変革」プログラムの強力な推進

② お客さまから支持される高品質な商品・サービスを徹底的に追求し、グループ全体のお客さまへの信託商品・信託サービス提供の一段の加速によるトップラインの引き上げとコスト構造改革の実現

③ 内部管理の強化および金融円滑化や金融ADRへの適切な取り組み

に注力しております。

また、東日本大震災により影響を受けた社会やお客さまの復旧・復興等に、信託銀行として、復興資金需要への対応はもとより、不動産などの信託機能活用等の観点からお役に立てるよう、全社を挙げて取り組んでおります。

これらの施策への取り組みにより、連結四半期純利益の前年同期比の減少額は57億円にとどまり、15億円となりました。

(1) 収益状況(第1四半期連結累計期間)

① 連結粗利益

3月に発生した東日本大震災の影響等により不動産等の法人部門収益が伸び悩んだこと、さらに市場性収益が前年同期比において減少したこと等から、連結粗利益は前年同期比36億円減少し304億円となりました。

② 連結業務純益

上記の粗利益の状況に対し、着実な経費削減施策の推進による経費の圧縮並びに持分法投資利益の計上等により、連結業務純益の前年同期比減少額は26億円にとどまり、59億円となりました。

③ 与信関係費用

与信関係費用は、前年同期比ほぼ横ばいの7億円となりました。

④ 連結四半期純利益

上記の損益状況に加え、株式関係損益の減少及び住専処理への対応に係る費用計上並びに法人税等調整額等の所要額を加減した結果、連結四半期純利益は、前年同期比57億円減少し、15億円となりました。

(2) 財務の健全性

① 不良債権

金融再生法開示債権の残高(銀行・信託勘定合算)は、前連結会計年度末より14億円減少して824億円となりました。

なお、当社単体の金融再生法開示債権の残高(銀行・信託勘定合算)は、797億円であり、不良債権比率は2.28%となりました。

② 繰延税金資産

当第1四半期連結会計期間末の繰延税金資産の純額は、前連結会計年度末より4億円減少し214億円となりました。

## 2 経営成績の分析

### (1) 損益の状況

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における損益状況は以下のとおりです。

(表1)

	前第1四半期 連結累計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日) (億円)	当第1四半期 連結累計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日) (億円)	比較 (億円)
連結粗利益 ①	340	304	△36
資金利益	112	102	△10
信託報酬	104	98	△5
うち信託勘定与信関係費用	—	—	—
役務取引等利益	82	78	△4
特定取引利益	9	6	△2
その他業務利益	31	18	△13
営業経費 ②	△263	△256	6
不良債権処理額 ③ (一般貸倒引当金繰入額を含む)	△9	△7	1
貸倒引当金戻入益等 ④	—	0	0
株式関係損益 ⑤	25	0	△25
持分法による投資損益 ⑥	△0	0	1
その他 ⑦	△9	△26	△16
経常利益 ⑧ (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	84	14	△69
特別損益 ⑨	3	△0	△3
うち貸倒引当金戻入益等	1	—	△1
税金等調整前四半期純利益 ⑩ (⑧+⑨)	87	14	△72
税金関係費用 ⑪	△16	0	16
少数株主損益調整前四半期純利益 ⑫ (⑩+⑪)	71	15	△56
少数株主損益 ⑬	1	△0	△1
四半期純利益 ⑭ (⑫+⑬)	73	15	△57
四半期包括利益 ⑮	43	△35	△79
与信関係費用 ⑯ (含む信託勘定与信関係費用)	△8	△7	0

(注)1 費用項目は△表記しております。

(注)2 前期まで、「営業経費」として計上しておりました証券代行業務及び年金管理業務に係る費用の一部につき、当期から「役務取引等費用」として「役務取引等利益」に含めて計上しており、前期の計数の組替えを行っております。

(注)3 従来「特別損益」に含めておりました「貸倒引当金戻入益等」について、当期から「貸倒引当金戻入益等④」として表示しております。

(参考)連結業務純益	85	59	△26
------------	----	----	-----

(注)1 連結業務純益＝連結粗利益－経費（除く臨時処理分）＋持分法による投資損益等調整

(注)2 連結業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

① 連結粗利益

連結粗利益は、前年同期比36億円減少し、304億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

資金利益

資金利益は、前年同期比10億円減少し102億円となりました。

信託報酬

信託報酬は、前年同期比5億円減少し98億円となりました。

役務取引等利益

役務取引等利益は、前年同期比4億円減少し78億円となりました。

その他業務利益

その他業務利益は、国債等債券損益の減少により、前年同期比13億円減少し18億円となりました。

② 営業経費

営業経費は、経費削減に努めたことにより、前年同期比6億円減少し256億円となりました。

③ 不良債権処理額及び④貸倒引当金戻入益等（⑩与信関係費用）

与信関係費用（含む不良債権処理額及び貸倒引当金戻入益等）は、主として貸倒引当金の繰入により7億円となりました。

⑤ 株式関係損益

株式関係損益は、前年同期比25億円減少し0億円となりました。

⑥ 持分法による投資損益

持分法による投資損益は、1億円改善し、0億円の利益となりました。

⑦ その他

その他は、住専処理への対応に係る費用26億円を計上したこと等から、前年同期比16億円減少し26億円の費用となりました。

⑧ 経常利益

以上の結果、経常利益は前年同期比69億円減少し、14億円となりました。

⑨ 特別損益

特別損益は、前年同期比3億円減少し0億円の損失となりました。

⑩ 税金等調整前四半期純利益

以上の結果、税金等調整前四半期純利益は前年同期比72億円減少し、14億円となりました。

⑪ 税金関係費用

税金関係費用は、税効果会計による法人税等調整額等により、前年同期比16億円減少し、0億円の費用の戻りとなりました。

⑫ 少数株主損益調整前四半期純利益

以上の結果、少数株主損益調整前四半期純利益は56億円減少し、15億円となりました。

⑬ 少数株主損益

少数株主損益は、0億円の利益(四半期純利益の減算)となりました。

⑭ 四半期純利益(⑮四半期包括利益)

以上の結果、四半期純利益は前年同期比57億円減少し15億円となりました。また、四半期包括利益は、前年同期比79億円減少し、35億円のマイナスとなりました。

(2) セグメント情報

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間におけるセグメント情報の概要は、以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、「第4 経理の状況」、「1 四半期連結財務諸表」の「セグメント情報等」に記載しております。

(表2)セグメント情報の概要

	前第1四半期 連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		当第1四半期 連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)		比較	
	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)
業務粗利益						
個人部門	52	15.4	55	18.2	2	2.8
法人部門	170	50.1	157	51.7	△13	1.6
市場部門・その他	73	21.5	46	15.4	△26	△6.1
報告セグメント(当社)計	296	87.0	259	85.3	△37	△1.7
その他	44	13.0	44	14.7	0	1.7
業務粗利益合計	340	100.0	304	100.0	△36	—
業務純益						
報告セグメント(当社)計	92	107.6	61	104.5	△30	△3.1
その他	△6	△7.6	△2	△4.5	3	3.1
業務純益合計	85	100.0	59	100.0	△26	—

(注) 1 業務粗利益は、信託勘定償却前の計数であり、業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

2 各報告セグメント(個人部門、法人部門及び市場部門・その他)に係る業務純益は算出しておりません。

### 3 財政状態の分析

前連結会計年度末及び当第1四半期連結会計期間末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

(表3)

	前連結会計年度末 (平成23年3月31日) (億円)	当第1四半期 連結会計期間末 (平成23年6月30日) (億円)	比較 (億円)
資産の部	63,561	63,579	17
うち有価証券	20,504	19,864	△640
うち貸出金	32,414	33,388	974
負債の部	60,267	60,392	125
うち預金	24,012	22,945	△1,066
うち譲渡性預金	9,710	8,540	△1,169
純資産の部	3,294	3,186	△108
株主資本合計	3,128	3,072	△55
その他の包括利益累計額合計	147	96	△51
新株予約権	3	2	△1
少数株主持分	15	15	0

#### (1) 資産の部

##### ① 有価証券

(表4)

	前連結会計年度末 (平成23年3月31日) (億円)	当第1四半期 連結会計期間末 (平成23年6月30日) (億円)	比較 (億円)
有価証券	20,504	19,864	△640
国債	14,808	13,312	△1,496
地方債	35	34	△1
社債	325	379	53
株式	2,046	1,923	△123
その他の証券	3,287	4,215	927

有価証券は、その他の証券に含まれる外国証券が増加した一方、国債が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ640億円減少し、1兆9,864億円となりました。

##### ② 貸出金

(表5)

	前連結会計年度末 (平成23年3月31日) (億円)	当第1四半期 連結会計期間末 (平成23年6月30日) (億円)	比較 (億円)
貸出金	32,414	33,388	974

貸出金は3兆3,388億円と、前連結会計年度末に比べ974億円増加しております。

## (2) 負債の部

## 預金

(表 6)

	前連結会計年度末 (平成23年3月31日) (億円)	当第1四半期 連結会計期間末 (平成23年6月30日) (億円)	比較 (億円)
預金	24,012	22,945	△1,066
譲渡性預金	9,710	8,540	△1,169

預金は、主として定期預金の減少により、前連結会計年度末に比べ1,066億円減少し2兆2,945億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末に比べ1,169億円減少し8,540億円となりました。

## (3) 純資産の部

(表 7)

	前連結会計年度末 (平成23年3月31日) (億円)	当第1四半期 連結会計期間末 (平成23年6月30日) (億円)	比較 (億円)
純資産の部合計	3,294	3,186	△108
株主資本合計	3,128	3,072	△55
資本金	2,473	2,473	0
資本剰余金	154	155	0
利益剰余金	502	444	△57
自己株式	△1	△1	△0
その他の包括利益累計額合計	147	96	△51
その他有価証券評価差額金	227	170	△56
繰延ヘッジ損益	△50	△46	4
為替換算調整勘定	△29	△28	1
新株予約権	3	2	△1
少数株主持分	15	15	0

資本金及び資本剰余金は、新株予約権が行使されたことに伴い僅かながら増加しました。利益剰余金は、四半期純利益15億円を計上した一方、配当金の支払いにより減少し444億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、前連結会計年度末に比べ56億円減少し170億円となりました。

## 4 不良債権に関する分析(連結ベース)

(表 8) 金融再生法開示債権額(銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算)

	前連結会計年度末 (平成23年3月31日) (億円)	当第1四半期 連結会計期間末 (平成23年6月30日) (億円)	比較 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	385	389	3
危険債権	293	289	△3
要管理債権	160	145	△14
合計	839	824	△14

金融再生法開示債権(要管理債権以下)は、前連結会計年度末に比べ14億円減少し、824億円となりました。債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が3億円増加した一方、危険債権が3億円、要管理債権が14億円、それぞれ減少しております。

5 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	1,625,189	3.16	1,468,467	2.86
有価証券	754,977	1.47	753,740	1.47
信託受益権	35,641,075	69.27	36,108,476	70.40
受託有価証券	848,624	1.65	819,865	1.60
金銭債権	5,690,799	11.06	5,385,289	10.50
有形固定資産	4,959,336	9.64	4,939,741	9.63
無形固定資産	96,384	0.19	96,752	0.19
その他債権	297,379	0.58	89,418	0.17
銀行勘定貸	849,340	1.65	932,836	1.82
現金預け金	684,203	1.33	699,813	1.36
合計	51,447,312	100.00	51,294,402	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	13,440,223	26.12	13,316,149	25.96
年金信託	4,197,575	8.16	4,198,577	8.19
財産形成給付信託	4,608	0.01	4,593	0.01
貸付信託	443	0.00	—	—
投資信託	11,890,798	23.11	12,308,918	24.00
金銭信託以外の金銭の信託	1,919,703	3.73	1,766,135	3.44
有価証券の信託	5,250,521	10.21	5,304,103	10.34
金銭債権の信託	5,316,174	10.33	5,014,099	9.77
土地及びその定着物の信託	210,749	0.41	211,000	0.41
包括信託	9,212,362	17.91	9,166,677	17.87
その他の信託	4,149	0.01	4,147	0.01
合計	51,447,312	100.00	51,294,402	100.00

(注) 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。



② 貸出金残高の状況（業種別貸出状況）

業種別	前第1四半期連結会計期間 (平成22年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	97	0.00	—	—
情報通信業	944,460	47.57	653,906	44.53
運輸業、郵便業	1	0.00	—	—
卸売業、小売業	40	0.00	—	—
金融業、保険業	283,702	14.29	100,136	6.82
不動産業、物品賃貸業	67,381	3.40	67,296	4.58
各種サービス業	31,332	1.58	30,166	2.06
地方公共団体	13,862	0.70	12,947	0.88
その他	644,497	32.46	604,014	41.13
合計	1,985,377	100.00	1,468,467	100.00

③ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)			当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	26,089	—	26,089	25,686	—	25,686
有価証券	7	—	7	6	—	6
その他	810,414	443	810,857	805,246	—	805,246
資産計	836,510	443	836,953	830,940	—	830,940
元本	836,180	383	836,563	830,366	—	830,366
債権償却準備金	79	—	79	79	—	79
特別留保金	—	53	53	—	—	—
その他	251	6	257	495	—	495
負債計	836,510	443	836,953	830,940	—	830,940

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前連結会計年度 貸出金26,089百万円のうち、延滞債権額は3,095百万円であります。

当第1四半期連結会計期間 貸出金25,686百万円のうち、延滞債権額は3,094百万円であります。

(参考) 貸付信託勘定の有価証券の時価等

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当第1四半期連結会計期間(平成23年6月30日)

該当ありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,700,000,000
第一種優先株式	155,717,123
第三種優先株式	800,000,000
第四種優先株式	400,000,000
第五種優先株式	400,000,000
第六種優先株式	400,000,000
計	15,855,717,123

(注) 当社定款には「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定めております。

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,027,734,829	同左 (注1)	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数は1,000株であり ます。
第一回第一種 優先株式 (注2)	155,717,123	同左	—	(注3) (注4) 単元株式数は1,000株であり ます。
第二回第三種 優先株式 (注2)	800,000,000	同左	—	(注5) (注6) 単元株式数は1,000株であり ます。
計	5,983,451,952	同左	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ) 普通株式の株価の下落により、第一回第一種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ) 取得比率の修正の基準及び頻度

i) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

(時価とは、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。)

ii) 修正の頻度

1年に1度(平成12年7月1日以降平成30年7月1日までの毎年7月1日)

(ハ) 取得比率の上限

6.098

(ニ) 当社の決定による株式の全部の取得を可能とする旨の条項

上記の条項はありません。

(2) 第一回第一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

4 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年6円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

定款第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3円25銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成11年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当社が本優先株式を取得するのと引換えに、1株につき当初取得比率4.464により普通株式を交付することを請求できる。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成12年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また、修正後取得比率が6.098(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回る場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。

(二) 取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率を次に定める算式により調整する(以下「調整後取得比率」という。)

ただし、算出された比率が、上限取得比率を上回る場合には、上限取得比率をもって調整後取得比率とする。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が80円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を80円で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までは議決権を有する。

剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(6) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

5 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ) 普通株式の株価の下落により、第二回第三種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ) 取得比率の修正の基準及び頻度

i) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

(時価とは、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。)

ii) 修正の頻度

1年に1度(平成15年7月1日以降平成30年7月1日までの毎年7月1日)

(ハ) 取得比率の上限

3.311

(ニ) 当社の決定による株式の全部の取得を可能とする旨の条項

上記の条項はありません。

- (2) 第二回第三種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

6 第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年1円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

定款第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき75銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき150円を支払う。優先株主に対しては、上記150円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成14年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当初取得比率は、下記算式により算出される。

$$\text{当初取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

ただし、当初取得比率の上限を6.098とする。

上記算式で使用する時価は、平成14年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成15年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。

上記にかかわらず、上記算式による計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回ることとなる場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また修正後取得比率が上記計算の時価を当初取得比率を算出した時に用いた時価の75%に相当する額を用いた比率(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回ることとなる場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

(ニ) 取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率(上限取得比率を含む。)を次に定める算式により調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数＝優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数×取得比率

(4) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が、本優先株式1株の払込金相当額を当初の取得比率で除した額の75%に相当する額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までには議決権を有する。

剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(6) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 (注)	普通株式 1,518 優先株式 —	普通株式 5,027,734 優先株式 955,717	66,012	247,369,709	66,012	15,505,181

(注) 発行済株式総数、資本金および資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容	
無議決権株式	—	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 895,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式	
完全議決権株式(その他)	普通株式 (注1) 5,023,406,000	普通株式 (注1) 5,023,406	同上	
	第一回第一種 優先株式 155,717,000	第一回第一種 優先株式 (注2) 155,717		優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載されております。
	第二回第三種 優先株式 800,000,000	第二回第三種 優先株式 (注2) 800,000		
単元未満株式 (注3)	普通株式 1,915,829 第一回第一種 優先株式 123	—	—	
発行済株式総数	5,981,933,952	—	—	
総株主の議決権	—	5,979,123	—	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式10千株(議決権10個)が含まれております。

2 平成23年6月22日開催の第141期定時株主総会において、優先配当金の議案が可決されたため、定款の定めに基づき、同総会より第一回第一種優先株式155,717個、第二回第三種優先株式800,000個の議決権は消滅し、無議決権株式となっております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式443株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 2番1号	895,000	—	895,000	0.01
計	—	895,000	—	895,000	0.01



## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員（取締役・監査役）の異動はありません。

また、当社では執行役員制度を導入しておりますが、執行役員の異動についても該当はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	592,739	577,878
コールローン及び買入手形	—	1,614
買入金銭債権	135,487	115,169
特定取引資産	61,592	64,896
有価証券	2,050,469	1,986,468
貸出金	※1 3,241,406	※1 3,338,809
外国為替	180	145
その他資産	171,475	165,055
有形固定資産	33,529	33,250
無形固定資産	26,215	26,190
繰延税金資産	21,868	21,408
支払承諾見返	42,128	48,692
貸倒引当金	△20,893	△21,605
投資損失引当金	△0	△0
資産の部合計	6,356,199	6,357,974
<b>負債の部</b>		
預金	2,401,225	2,294,540
譲渡性預金	971,010	854,070
コールマネー及び売渡手形	582,328	649,782
債券貸借取引受入担保金	190,798	287,351
特定取引負債	63,532	66,604
借入金	785,670	765,870
外国為替	3	—
社債	88,500	88,500
信託勘定借	849,340	932,836
その他負債	34,480	35,446
賞与引当金	2,430	358
退職給付引当金	496	505
役員退職慰労引当金	296	268
偶発損失引当金	13,315	13,311
睡眠預金払戻損失引当金	1,150	1,150
繰延税金負債	0	0
支払承諾	42,128	48,692
負債の部合計	6,026,709	6,039,289

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
資本金	247,303	247,369
資本剰余金	15,445	15,511
利益剰余金	50,201	44,483
自己株式	△140	△140
株主資本合計	312,811	307,224
その他有価証券評価差額金	22,732	17,087
繰延ヘッジ損益	△5,093	△4,679
為替換算調整勘定	△2,930	△2,800
その他の包括利益累計額合計	14,709	9,607
新株予約権	385	255
少数株主持分	1,583	1,598
純資産の部合計	329,490	318,685
負債及び純資産の部合計	6,356,199	6,357,974

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
経常収益	51,332	45,424
信託報酬	10,427	9,864
資金運用収益	16,838	14,834
(うち貸出金利息)	12,305	10,580
(うち有価証券利息配当金)	3,741	3,652
役務取引等収益	14,597	13,855
特定取引収益	1,070	671
その他業務収益	3,425	1,895
その他経常収益	※1 4,972	※1 4,302
経常費用	42,911	43,930
資金調達費用	5,560	4,614
(うち預金利息)	2,126	1,329
役務取引等費用	6,305	6,012
特定取引費用	130	—
その他業務費用	265	43
営業経費	26,333	25,661
その他経常費用	※2 4,315	※2 7,599
経常利益	8,421	1,494
特別利益	※3 518	—
特別損失	※4 147	※4 2
税金等調整前四半期純利益	8,791	1,491
法人税、住民税及び事業税	236	202
法人税等調整額	1,364	△244
法人税等合計	1,601	△41
少数株主損益調整前四半期純利益	7,190	1,533
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△116	14
四半期純利益	7,307	1,519

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,190	1,533
その他の包括利益	△2,855	△5,108
その他有価証券評価差額金	△3,763	△5,651
繰延ヘッジ損益	834	413
為替換算調整勘定	73	129
四半期包括利益	4,334	△3,574
親会社株主に係る四半期包括利益	4,451	△3,582
少数株主に係る四半期包括利益	△116	8

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。 破綻先債権額 1,665百万円 延滞債権額 35,555百万円 3カ月以上延滞債権額 96百万円 貸出条件緩和債権額 15,804百万円 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 2 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託836,180百万円、貸付信託383百万円であります。	※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。 破綻先債権額 1,378百万円 延滞債権額 35,760百万円 3カ月以上延滞債権額 96百万円 貸出条件緩和債権額 14,398百万円 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 2 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託830,366百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
※1 「その他経常収益」には、株式等売却益3,092百万円を含んでおります。 ※2 「その他経常費用」には、貸出金償却924百万円及び株式等償却431百万円を含んでおります。 ※3 「特別利益」には、償却債権取立益406百万円及び貸倒引当金戻入益83百万円を含んでおります。 ※4 「特別損失」には、固定資産処分損41百万円及び資産除去債務に関する会計基準を適用したことに伴う前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額106百万円を含んでおります。	※1 「その他経常収益」には、株式等売却益770百万円を含んでおります。 ※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額756百万円、株式等償却579百万円及び住専処理への対応に係る費用2,681百万円を含んでおります。 ※4 「特別損失」は全額固定資産処分損であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費 2,280百万円	減価償却費 2,267百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1 配当金支払額

該当ありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結累計期間の末日後となるもの

該当ありません。

II 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	5,025	1.00	平成23年3月31日	平成23年6月23日	利益剰余金
	第一回第一種 優先株式	1,012	6.50	平成23年3月31日	平成23年6月23日	利益剰余金
	第二回第三種 優先株式	1,200	1.50	平成23年3月31日	平成23年6月23日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結累計期間の末日後となるもの

該当ありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前)及び業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント(当社)				その他 (注2)	合計
	個人部門	法人部門	市場部門 その他	計		
業務粗利益(信託勘定償却前)	5,254	17,082	7,339	29,677	4,420	34,098
経費(除く臨時処理分)	—	—	—	20,456	3,725	24,181
その他	—	—	—	—	△1,342	△1,342
業務純益(信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前)	—	—	—	9,221	△647	8,573

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益(信託勘定償却前)を記載しております。

2 「その他」の区分は、報告セグメント(当社)に含まれない事業セグメントであり、連結子会社が営む不動産仲介業、カスタディ業務等を含んでおります。なお、「その他」には、親子会社間の内部取引消去等の調整を含めております。

2 報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と四半期連結損益計算書に計上されている税金等調整前四半期純利益は異なっており、当第1四半期連結累計期間における差異調整は以下のとおりです。

(単位:百万円)

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	金額
報告セグメント(当社)計	9,221
「その他」の区分の業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	△647
信託勘定与信関係費用	—
経費(臨時処理分)	△2,152
不良債権処理額(一般貸倒引当金繰入額を含む)	△924
株式関係損益	2,597
特別損益	370
その他	327
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	8,791

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前)及び業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント(当社)				その他 (注2)	合計
	個人部門	法人部門	市場部門 その他	計		
業務粗利益(信託勘定償却前)	5,529	15,737	4,696	25,964	4,488	30,453
経費(除く臨時処理分)	—	—	—	19,796	3,873	23,670
その他	—	—	—	—	△877	△877
業務純益(信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前)	—	—	—	6,167	△262	5,904

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益(信託勘定償却前)を記載しております。

2 「その他」の区分は、報告セグメント(当社)に含まれない事業セグメントであり、連結子会社が営む不動産仲介業、カスタディ業務等を含んでおります。なお、「その他」には、親子会社間の内部取引消去等の調整を含めております。

2 報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と四半期連結損益計算書に計上されている税金等調整前四半期純利益は異なっており、当第1四半期連結累計期間における差異調整は以下のとおりです。

(単位:百万円)

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	金額
報告セグメント(当社)計	6,167
「その他」の区分の業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	△262
信託勘定与信関係費用	—
経費(臨時処理分)	△1,990
不良債権処理額(一般貸倒引当金繰入額を含む)	△787
株式関係損益	64
住専処理への対応に係る費用	△2,681
特別損益	△2
その他	984
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	1,491

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	151,551	187,738	36,187
債券	1,511,885	1,517,009	5,124
国債	1,476,044	1,480,845	4,801
地方債	3,569	3,581	11
社債	32,270	32,581	310
その他	424,528	409,331	△15,197
外国証券	307,158	294,582	△12,576
買入金銭債権	86,879	87,198	319
その他	30,491	27,550	△2,940
合計	2,087,965	2,114,079	26,114

II 当第1四半期連結会計期間

※ 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部を含めて記載しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。

その他有価証券(平成23年6月30日現在)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	150,619	175,341	24,722
債券	1,366,247	1,372,599	6,352
国債	1,325,570	1,331,220	5,650
地方債	3,412	3,472	59
社債	37,264	37,906	642
その他	495,207	485,019	△10,187
外国証券	390,143	382,652	△7,491
買入金銭債権	70,003	70,351	348
その他	35,059	32,015	△3,044
合計	2,012,073	2,032,960	20,887

(注) 1 四半期連結貸借対照表計上額は、国内株式については当第1四半期連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づき行なっております。

2 その他有価証券のうち、当該有価証券の時価(原則として当第1四半期連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当第1四半期連結累計期間におけるこの減損処理額は、573百万円であり、全額株式に係るものであります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3 変動利付国債については、実際の売買事例が極めて少ないため、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当第1四半期連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表価額としております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

(デリバティブ取引関係)

## I 前連結会計年度

### (1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	97,200	52	52
店頭	金利スワップ	11,072,516	△2,262	△2,262
内部取引	金利スワップ	300,000	6,034	6,034
	合計	—————	3,823	3,823

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	30,555	34	34
	合計	—————	34	34

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

### (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	138	△1	△1
	合計	—————	△1	△1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

### (5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	10,000	37	37
	合計	—————	37	37

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## II 当第1四半期連結会計期間

### (1) 金利関連取引(平成23年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	69,176	17	17
店頭	金利スワップ	11,691,699	△1,945	△1,945
内部取引	金利スワップ	350,000	5,123	5,123
	合計	—————	3,195	3,195

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引(平成23年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	33,353	△1	△1
	通貨オプション	2,920	0	0
	合計	—————	△1	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

### (3) 株式関連取引(平成23年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	1,019	—	—
	株式指数オプション	950	△34	△22
	合計	—————	△34	△22

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

### (4) 債券関連取引(平成23年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	5,217	△1	△1
	債券先物オプション	4,000	△15	1
店頭	債券店頭オプション	15,000	△69	△5
	合計	—————	△86	△5

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

### (5) 商品関連取引(平成23年6月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	10,000	28	28
	合計	——	28	28

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	1.45	0.30
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	7,307	1,519
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	7,307	1,519
普通株式の期中平均株式数	千株	5,024,807	5,025,987
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	0.92	0.19
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	2,890,491	2,891,858
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

## 2 【その他】

該当ありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江 見 睦 生 ⑨

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ⑨

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 田 裕 志 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月15日

【会社名】 みずほ信託銀行株式会社

【英訳名】 Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 野 中 隆 史

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【縦覧に供する場所】 みずほ信託銀行株式会社浦和支店  
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番18号)

みずほ信託銀行株式会社横浜支店  
(横浜市西区北幸一丁目6番1号)

みずほ信託銀行株式会社千葉支店  
(千葉市中央区新町1000番地)

みずほ信託銀行株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区栄三丁目2番6号)

みずほ信託銀行株式会社大阪支店  
(大阪市北区曾根崎二丁目11番16号)

みずほ信託銀行株式会社神戸支店  
(神戸市中央区三宮町一丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

- (1) 当社取締役社長野中隆史は、当社の第142期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき、適正に記載されていることを確認しました。
- (2) 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備されていることを確認いたしました。
- ①財務諸表等の作成に当たって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
  - ②内部監査部門が当該責任部署における業務プロセスの適切性・有効性を検証し、取締役へ報告を行う態勢にあること。
  - ③重要な経営情報が取締役会へ適切に付議・報告されていること。
- (3) なお、四半期報告書提出に当たり、当社はディスクロージャー委員会を開催し、同報告書が適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

該当事項なし

以 上